

文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業

県内の団体等が舞台公演、作品展示、講演会等を実施する際に行う、↓↓こんな↓↓環境整備を支援します。

◆手話・要約筆記の設置

対象経費：手話通訳者人件費

◆託児サービスの提供

対象経費：保育スタッフ人件費

◆点字訳資料の作成

対象経費：点字訳資料作成費

◆社会福祉施設等への出前公演

対象経費：会場設営費又は機材等輸送料など
※公立文化施設等での公演に併せて行うもの

◆送迎バスの運行

対象経費：貸切バス料金

◆社会福祉施設等での映画上映

対象経費：映画のリース料

◆介護スタッフの配置

対象経費：介護スタッフ人件費

◆バリアフリー映画の上映

対象経費：映画のリース料

環境整備に係る対象経費を全額助成！！
上限は10万円です。
(1団体または個人・当該年度における上限額)



要件など
詳しくは
裏面へ！

対象者 県内に活動の本拠地を置き、自ら企画・運営を行う団体または個人
※一定の要件があります。

- 対象となる活動**
- ①コンサート、演劇公演、伝統芸能等の公演など
 - ②作品展示
 - ③文化芸術をテーマにした講演会、シンポジウムなど
※参加者を会員などに限定しないこと。
※環境整備を行うことをチラシ等で広く県民に周知するものであること。



申請方法

申請は予算の範囲内で随時受け付けています（令和7年1月末まで）。申請を希望される方は、事業実施の10日前までに、交付申請書、事業計画書、収支予算書を作成し、申請事業の参考となる書類とあわせて提出してください。

なお、初めて申請を検討される場合は、お早めにご相談ください。
※様式は鳥取県文化政策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shitashimiyasui/>）からダウンロードできます。

詳しくはホームページへ↓

【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域社会振興部文化政策課（〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地）

電話：0857-26-7134 ファクシミリ：0857-26-8108

電子メール：bunsei@pref.tottori.lg.jp

鳥取県文化政策課



◆◆◆ 環境整備の内容と要件 ◆◆◆

区分	要件
手話・要約筆記の設置	<p>ア 配置時間は、当該文化芸術イベントの開催時間（舞台公演の出演者、舞台関係者の場合は、本番のほか通し稽古1回を含む）及び打合せ等に要する時間（開始前1時間）を上限とする。</p> <p>イ 人件費の積算にあたっては、手話・要約筆記を依頼する者から見積書を徴するなど適切な積算を行うこと。</p>
点字訳資料の作成	<p>資料作成費の積算にあたっては、資料作成を依頼する者から見積書を徴するなど適切な積算を行うこと。</p>
送迎バスの運行	<p>ア 送迎バスの運行とは、当該文化芸術イベントを実施する会場へ公共交通機関を利用しても出向くことが困難な者のために、送迎バスの運行、その他これに代わる手段を確保する等の環境整備をいう。</p> <p>イ 当該環境整備が必要な理由がわかるもの（様式は問わない）を提出すること。</p> <p>ウ 当該環境整備の利用者数を事前に把握し、適切な環境整備となるよう工夫すること。</p> <p>エ 送迎バスの運行等、貸切車両を手配する場合は、見積書を徴するなど適切な積算を行うこと。</p> <p>オ 自家用車等で当該環境整備を行う場合は、区間、距離など運行状況がわかるもの（様式は問わない。）を提出することとし、この場合の補助対象経費の算定は、1kmあたり25円（鳥取県職員の旅費等に関する条例に基づく）とする。</p>
介助スタッフの配置	<p>ア 介助対象者は、当該文化芸術イベントに参加するにあたって会場内での移動等に介助を必要とする者（以下、「介助サービス利用者」という。）とする。</p> <p>イ 介助時間は、当該文化芸術イベントの開催時間及び入退場に要する時間（開始前1時間、終了後30分）を上限として、介助対象者が当該文化芸術イベントに参加するために必要な時間とする。</p> <p>ウ 介助する者（以下、「介助スタッフ」という。）の件数費は、1時間あたり1,500円を上限とする。</p> <p>エ 介助スタッフの配置割合は、介助サービス利用者1人につき介助スタッフ1人までとする。介助サービス利用者は事前に申し込むようチラシ等で周知するなど、適切な配置となるよう工夫すること。なお、事前申込みを受けた介助サービス利用者から当日キャンセルの申し出があった場合はできる限り介助スタッフ配置の調整をすることとするが、どうしても調整がつかなかった場合は補助対象を算定する際の介助サービス利用者数に含めてもよい。</p> <p>オ 介助スタッフは、当該文化芸術イベントのその他運営従事者と重複しないこと。</p> <p>※1 謝金以外に支払う旅費などは対象外とする。</p> <p>※2 事前申込み人数に基づかず当日利用を見込み介助スタッフを多く配置した場合でも、実際の利用が上記介助スタッフの配置割合に満たなければ対象外とする。</p>
託児サービスの提供	<p>ア 託児対象者は、当該文化芸術イベントに参加（鑑賞者のほか、当該文化芸術イベントの出演者、舞台関係者を含む）する者（以下「託児利用者」という。）の子とする。</p> <p>イ 託児時間は、当該文化芸術イベントの開催時間（舞台公演の出演者、舞台関係者の場合は、本番のほか通し稽古1回を含む）及び託児対象者の引き渡し時間（開始前1時間、終了後30分）を上限として、託児利用者が当該文化芸術イベントに参加するために必要な時間とする。</p> <p>ウ 託児する者（以下「託児士」という。）の件数費は、1時間あたり1,500円を上限とする。</p> <p>エ 託児士の配置割合は、託児対象者1人につき託児士1人までとする。託児利用者は事前に申し込むようチラシ等で周知するなど、適切な配置となるよう工夫すること。なお、事前申込みを受けた託児利用者から当日キャンセルの申し出があった場合はできる限り託児士配置の調整をすることとするが、どうしても調整がつかなかった場合は補助対象を算定する際の託児対象者数に含めてもよい。ただし、この場合の託児時間上限は当該文化芸術イベントの終了時間までとする。</p> <p>オ 託児士は、当該文化芸術イベントのその他運営従事者と重複しないこと。</p> <p>※1 謝金以外に支払う旅費、託児室の借料、保育用の備品借料などは対象外とする。</p> <p>※2 事前申込み人数に基づかず当日利用を見込み託児士を多く配置した場合でも、実際の利用が上記託児士の配置割合に満たなければ対象外とする。</p> <p>※3 託児サービスを提供するにあたっては、関係法令を遵守すること。なお、イベント等に伴い臨時的に設置される託児施設は、認可外保育施設に該当し、届出が不要な場合であっても、認可外保育施設指導監督基準に沿って運営する必要がある。（参考：認可外保育施設に対する指導監督の実施について平成13年3月29日雇児発第177号 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</p>
バリアフリー映画の上映	<p>配給会社等から見積書を徴するなど、適切な積算を行うこと。</p>
社会福祉施設等での入所者等を対象とした映画上映	<p>配給会社等から見積書を徴するなど、適切な積算を行うこと。</p>
出前公演等	<p>ア 公立文化施設等での公演に併せて行われることがわかるものを提出すること。</p> <p>イ 積算にあたっては見積書を徴するなど、適切な積算を行うこと。</p>